

前橋市監査委員公表第20号

前橋市教育委員会教育長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年11月25日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

# 教育委員会事務局定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年11月8日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象所属：学校教育課】</b></p> <p><b>1 補助金等交付事務について（指摘事項）</b>  前橋市内学校の児童生徒対外運動競技参加補助金において、参加する大会の開催要項に定める人員について補助対象とすべきところ、大会の要項にマネージャーについての定めがないにもかかわらず、マネージャーを人員に含めて補助金交付をしたものがあった。  過剰交付した補助金は補助金等交付規則第12条及び第13条にのっとり速やかに返還を求めるとともに、同規則第10条及び補助金交付要項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 備品の管理について（指摘事項）</b>  市立前橋高等学校の備品の管理において、すでに廃棄済であるが不用の決定及び廃棄の事務処理を行っていないものが見受けられた。  財務規則第227条及び第228条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>3 排水処理について（指摘事項）</b>  市立前橋高等学校体育館前ラウンジ出入口が外階段下部にあり、そこに設置された雨水排水設備の機能不全により、雨水が建物内に流入することがあった。その後も設備は改善されず、雨水が建物内部に流入する恐れがあるため、降雨時は土のうを積むことにより雨水流入防止の対応をしていた。  雨水排水設備の機能を回復するよう改善されたい。</p> <p><b>4 体育館アリーナ天井落下防止対策について（要望事項）</b>  市立前橋高等学校体育館メインアリーナの天井は、建築基準法施行令に定める特定天井に該当することから、文部科学省の通知「学校施設における天井落下防止対策の一層の推進について（平成25年8月）」及び「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き（平成25年8月）」に基づき、令和元</p>	<p>過剰交付分については、速やかに返還事務を行い、返還金を受入済みである。  今後、補助金額算定において、各大会開催要項を精査し、算定基準を詳細に残すことで、副担当がチェックできる体制を構築し、補助金交付要項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>既に廃棄済の備品について、財務会計にて廃棄処理を行った。  今後、備品データと現物の照合時に、正担当・副担当を中心に複数人でチェックを行うことで、財務規則を遵守した適正な管理の徹底を行っていくことを決定した。</p> <p>体育館ラウンジ出入口の排水については、雨水が建物内に流入することがないように、機能改善の対策を検討していくことを決定した。</p> <p>体育館メインアリーナの天井については、教育委員会事務局内及び関係部局で十分に協議し、文部科学省通知及び手引きにのっとり、天井撤去を中心とした対策を講じるよう検討していくことを決定した。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>年度に天井落下防止ネットを設置している。</p> <p>同手引きにおいて、この落下防止ネットは、天井撤去等の対策を実施するまでの間の応急的な措置として実施するものとされており、同通知では、天井の耐震化対策としては天井撤去を中心とした対策の検討を求めている。</p> <p>よって、同通知及び同手引きにのっとり、天井撤去を中心とした対策を検討されたい。</p> <p><b>【監査対象所属：青少年課】</b></p> <p><b>1 契約事務について（指摘事項）</b></p> <p>スクールロイヤーの推薦に関する協定書において、スクールロイヤー活用事業に係る費用及び報酬の額については、毎年度締結する契約書に係る予定価格の根拠となるため、毎年度協議して別に定めるべきところ、協定書と一体となった別紙として費用及び報酬の額を定め、協定書の自動更新条項を適用して運用していた。</p> <p>会計年度独立の原則から、歳出予算に基づく契約その他の行為は当該年度内に限って行われるものであるため、同協定書に規定する費用及び報酬の額は、自動更新条項を適用せず毎年度協議して別に定めるよう改善されたい。</p> <p><b>2 財産管理事務について（指摘事項）</b></p> <p>児童文化センターの多目的ホールメンテナンス通路は、建築基準法第18条第2項に規定する計画通知において、延べ面積等に算入されておらず用途が無いため、建物のメンテナンス以外に使用することができないが、物品が置かれていた。</p> <p>物品を移動するなど、計画通知にのっとり建物の使用となるよう改善されたい。</p>	<p>スクールロイヤー活用事業に係る費用及び報酬の額については、協定書の自動更新条項を適用せず、次年度より年度ごとに協議して別に定めることを決定した。</p> <p>財産管理事務については、児童文化センターの多目的ホールメンテナンス通路の物品を移動し、建築基準法第18条第2項に規定する計画通知にのりこった建物の使用となるよう改善した。</p>